

資料 15 現在の利用料金

1 総合体育館の利用料金

(1) 各館貸切利用料金

区分	使用目的	使用区分	対象	A	B	C	D	E	F
				午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
使用者が入場料を徴さない場合	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	大体育館	児童等	1,500円	1,500円	1,200円	1,500円	1,500円	7,200円
			生徒等	1,500円	1,500円	1,200円	1,500円	1,500円	7,200円
			一般	3,300円	3,300円	2,700円	3,600円	3,600円	16,500円
		小体育館 剣道場 柔道場	児童等	400円	400円	400円	500円	500円	2,200円
			生徒等	400円	400円	400円	500円	500円	2,200円
			一般	900円	900円	800円	1,000円	1,000円	4,600円
その他	大体育館		24,600円	24,600円	20,100円	26,700円	26,700円	122,700円	
	小体育館 剣道場 柔道場		8,000円	8,000円	6,700円	9,400円	9,400円	41,500円	
使用者が入場料を徴する場合	興行を目的としない場合	大体育館	児童等	3,900円	3,900円	3,300円	4,200円	4,200円	19,500円
			生徒等	3,900円	3,900円	3,300円	4,200円	4,200円	19,500円
			一般	12,000円	12,000円	9,600円	12,900円	12,900円	59,400円
		小体育館 剣道場 柔道場	児童等	1,200円	1,200円	900円	1,300円	1,300円	5,900円
			生徒等	1,200円	1,200円	900円	1,300円	1,300円	5,900円
			一般	3,300円	3,300円	2,700円	3,900円	3,900円	17,100円
	その他	大体育館		71,400円	71,400円	55,800円	78,300円	78,300円	355,200
		小体育館 剣道場 柔道場		26,800円	26,800円	22,300円	31,300円	31,300円	138,500
	興行を目的とする場合	大体育館		120,600	120,600	96,600円	132,600	132,600	603,000
		小体育館 剣道場 柔道場		40,200円	40,200円	33,500円	46,900円	46,900円	207,700

備考

- 「児童等」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)の児童又は中学校(義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)の生徒をいう。
- 「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 「使用者が入場料を徴する場合」とは入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず入場することに関し入場の対価を必要とする場合その他これに類する取扱いがなされる場合を、「使用者が入場料を徴さない場合」とはその他の場合をいう。(以下同じ。)
- 土曜日、日曜日又は祝日法による休日(以下「土曜日等」という。)に使用する場合は、当該利用料

金の4分の1に相当する額を加算する。

- 5 午前6時から午前9時までの使用に係る利用料金は、1時間につき、時間区分Aの欄に掲げる額の3分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算する。
- 6 午後9時以後又は午前6時以前の使用に係る利用料金は、1時間につき、時間区分Eの欄に掲げる額の2分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算する。
- 7 前3項の規定により加算した利用料金の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

(2) 一部貸切利用料金

使用目的	対象	単位	利用料金	
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	大体育館フロア	3分の1面	1回につき各館貸切利用料金の3分の1の額(F欄を除く。)	1日につき各館貸切利用料金のF欄の3分の1の額
	ステージ	全面(控室付)	1回につき600円	1日につき3,000円
	小体育館、剣道場及び柔道場	2分の1面	1回につき各館貸切利用料金の2分の1の額(F欄を除く。)	1日につき各館貸切利用料金のF欄の2分の1の額
	会議室及び本部室	1室	1回につき200円	1日につき1,000円
	ホール	全面(通路部分を除く。)	1回につき600円	1日につき3,000円
その他	ステージ	全面(控室付)	1回につき3,700円	1日につき18,500円
	会議室及び本部室	1室	1回につき1,200円	1日につき6,000円
	ホール	全面(通路部分を除く。)	1回につき3,700円	1日につき18,500円

備考

- 1 「1回」とは、各館貸切利用料金の表に掲げる時間区分の単位を(以下この表において同じ。)、
「1日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 2 時間外(午後9時から翌日の午前9時までをいう。以下同じ。)又は土曜日等に大体育館フロア、小体育館、剣道場及び柔道場を使用する場合の利用料金は、各館貸切利用料金の表の備考第4項から第6項までの規定を準用する。
- 3 時間外又は土曜日等にステージ、会議室及びホールを使用する場合は、当該利用料金に4分の1に相当する額を加算する。
- 4 前2項の規定により加算した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

(3) 個人利用料金

対象	利用料金
児童等	1回につき50円
生徒等	1回につき70円
一般	1回につき100円

備考

- 1 「児童等」とは、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 2 「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

(4) 設備等利用料金

種別		利用料金
冷暖房	大体育館	1時間につき12,000円
	小体育館	1時間につき1,500円
	剣道場	1時間につき500円
	柔道場	1時間につき500円
温水シャワー	大体育館	1室1時間につき400円
	小体育館、剣道場及び柔道場	1室1時間につき100円
フロアシート		10平方メートル1日につき10円
平台		1枚1日につき200円
放送設備	大体育館	1式1時間につき500円
	小体育館	1式1時間につき100円
	剣道場	1式1時間につき100円
	柔道場	1式1時間につき100円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回につき100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回につき200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回につき300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回につき400円

備考

- 1 フロアシート及び平台は、アマチュアスポーツを目的に使用する場合で、入場料を徴さない使用のときは、無料とする。

(5) 電気利用料金

使用区分		利用料金
大体育館	全館	1時間につき2,400円
	体育館フロア並びに2階及び3階観覧席	1時間につき1,200円
	体育館フロア	1時間につき1,000円
	ステージ及びステージ用控室	1時間につき1,000円
	特殊電源装置	1時間につき800円
小体育館		1時間につき700円
柔道場及び剣道場		1時間につき200円
ホール		1時間につき300円

2 開成山陸上競技場・開成山弓道場の利用料金

(1) 個人利用料金

施設名	使用者別	1回利用料金	年間利用料金	摘要
開成山陸上競技場 開成山弓道場	一般	1人100円	5,200円	1回の使用時間は、2時間とする。
	高校生	1人70円	2,600円	
	中学生以下	1人50円	1,000円	

備考

- 1 「中学生」とは、中学校の生徒をいう。以下同じ。
- 2 「小学生」とは、小学校の児童をいう。以下同じ。
- 3 「幼児」とは、4歳以上の者で小学校就学前のものをいう。

(2) 貸切利用料金

施設名	利用料金
開成山陸上競技場	1時間につき1,600円
開成山陸上競技場補助競技場	1時間につき800円
開成山弓道場	1時間につき800円

備考

- 1 使用者が入場料を徴する場合、アマチュアスポーツを目的に使用する場合にあっては最高入場料の200人分を、プロスポーツを目的に使用する場合又はスポーツ以外を目的に使用する場合にあっては最高入場料の300人分(開成山陸上競技場に限り。)を加算する。
- 2 開場時間以外(午後6時から翌日の午前9時までをいう。ただし、開成山弓道場については、午後9時から翌日の午前9時までをいう。)の使用に係る利用料金は、1時間につき、貸切利用料金に掲げる額の4分の1に相当する額を加算する。

(3) 設備等利用料金

種別	区分	利用料金
附属設備	放送設備	1時間につき300円
	スコアボード	1時間につき300円
	温水シャワー	1室1時間につき200円
	会議室	1室1時間につき200円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1時間につき100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1時間につき200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1時間につき300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1時間につき400円

3 開成山野球場の利用料金

(1) 貸切利用料金

使用区分	使用目的	対象	使用日	摘要
グラウンド	野球に使用する場合	一般	平日	1時間につき2,000円
			土曜日等	1時間につき2,500円
		高校生以下	平日	1時間につき1,000円
			土曜日等	1時間につき1,300円
	野球以外に使用する場合	平日	1時間につき10,000円	
		土曜日等	1時間につき12,500円	
屋内練習場				1面1時間につき1,000円
会議室				1室1時間につき200円

備考

- 1 平日に使用者が入場者を徴する場合、アマチュアスポーツを目的に使用する場合にあっては最高入場料の200人分(対象が高校生以下のときは、100人分とする。)を、プロスポーツを目的に使用する場合又はスポーツ以外を目的に使用する場合にあっては最高入場料の300人分を加算する。
- 2 土曜日等に使用者が入場料を徴する場合、アマチュアスポーツを目的に使用する場合にあっては最高入場料の300人分(対象が高校生以下のときは、150人分とする。)を、プロスポーツを目的に使用する場合又はスポーツ以外を目的に使用する場合にあっては最高入場料の400人分を加算する。
- 3 開場時間以外(午後9時から翌日の午前9時までをいう。)の使用に係る利用料金は、1時間につき、貸切利用料金に掲げる額の4分の1に相当する額を加算する。
- 4 前3項の規定により加算した利用料金の額に、100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

(2) 設備等利用料金

種別	区分	利用料金	
附属設備	放送設備(ポータブル式を除く。)	1時間につき500円	
	放送設備(ポータブル式)	1時間につき100円	
	夜間照明設備	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	全灯1時間につき27,000円
			3分の2灯1時間につき18,000円
			2分の1灯1時間につき13,500円
			3分の1灯1時間につき7,000円
		プロスポーツを目的に使用する場合	1時間につき135,000円
		スポーツ以外を目的に使用する場合	1時間につき135,000円
		スコアボード	1時間につき1,000円
		球速測定器	1時間につき200円
	バッティングゲージ	1時間につき200円	
	温水シャワー	1回(10分以内)につき100円	
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1時間につき100円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1時間につき200円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1時間につき300円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1時間につき400円	